# 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 西武緑化管理株式会社

住所:埼玉県所沢市緑町1-1-11

2.指名停止措置期間 自 令和5年9月8日 6週間

至 令和5年10月19日

## 3. 事実概要

西武緑化管理株式会社は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を 監理技術者として工事現場に配置していた。

監理技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止15日間)を受けた。

## 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号に該当する。

### 〈指名停止措置要領別表第2第13号〉

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫 茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564